

# 令和元年塩尻市議会 9 月定例会

## 総務生活委員会会議録

○日 時 令和元年 9 月 24 日 (火) 午前 10 時 00 分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第 10 号 塩尻市役所支所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 11 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第 12 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第 13 号 塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議案第 14 号 塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

議案第 15 号 塩尻市会計年度任用職員の給与等に関する条例

議案第 23 号 塩尻情報プラザの指定管理者の指定について

議案第 29 号 令和元年度塩尻市一般会計補正予算 (第 3 号) 中 歳入全般、歳出 2 款総務費、9 款消防費、第 2 条債務負担行為補正、第 3 条地方債補正

議案第 30 号 令和元年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 32 号 令和元年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)

### ○出席委員

委員長	平間	正治	君	副委員長	樋口	千代子	君
委員	永田	公由	君	委員	山口	恵子	君
委員	横沢	英一	君	委員	小澤	彰一	君

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した理事者・職員

省略

### ○議会事務局職員

午前9時57分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。時間より少し早いですけれども、20日に引き続きまして総務生活委員会を開会いたします。それでは早速、審査に入らせていただきます。

### 議案第10号 塩尻市役所支所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第10号塩尻市役所支所の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○地域振興課長 それでは、議案第10号塩尻市役所支所の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてお願いいたします。議案関係資料7ページをお願いいたします。

1の提案理由ですが、塩尻市檜川支所の移転に伴い必要な改正をするものです。檜川支所を檜川保健福祉センターの中へ移転することに伴い必要な改正を行うものであります。

2の概要ですが、塩尻市檜川支所の位置を改めるものです。

3の条例の新旧対照表でございますが、8ページをお願いいたします。新旧対照表、現行、別表中の塩尻市檜川支所の位置、塩尻市大字木曾平沢2221番地1を改正案の位置、塩尻市大字木曾平沢1451番地138に改めるものです。

7ページお戻りいただきまして、4の条例の施行等でございますが、令和元年10月1日から施行するものであります。議案第10号につきましては、以上であります。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第10号塩尻市役所支所の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第10号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

### 議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○委員長 次に、議案第11号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 それでは、議案第11号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条

例の整備に関する条例をお願いいたします。この議案第11号、それから後出の議案第15号に関しましては、会計年度任用職員制度の運用によるものでございますけれども、会計年度任用職員制度に関します本市の運用につきましては、去る8月9日の議員全員協議会で詳細説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきたいと思っておりますので御了承ください。それでは、議案関係資料で御説明をさせていただきますので、9ページをお開きください。

まず、1の提案理由でございますけれども、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布により、一部改正される地方公務員法等が令和2年4月1日に施行されることに伴いまして、関連する12の条例について必要な改正を行うものでございます。

次に2の概要ですが、まず、(1)としまして、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、規定の整備を行うもの、それから、(2)としまして、地方公務員法と地方自治法から引用している条項が多々あるものですから、それを改めさせていただくものでございます。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表で御説明させていただきますので、10ページをお開きください。まず、第1条関係、塩尻市職員定数条例でございますけれども、表につきましては、右側が現行、左側は改正案となっております。第1条定義の現行一番下の下線部でございますけれども、職員の定数につきまして、嘱託員並びに6月以内の期間を定めて任用される臨時職員を除くとありますけれども、会計年度任用職員制度の運用によりまして、この嘱託員、臨時職員という概念がなくなることと、ここでは常時勤務する一般職に属する職員を対象としていることから、左側、改正案の下線部になりますけれども、会計年度任用職員のフルタイム勤務につきましては、一般職の非常勤職員であることから、これを除く規定をするものでございます。

次に11ページになります。第2条関係、塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例につきましては、非常勤の特別職の任用が専門的な知識、経験または識見を有する者がつく職として、事務の種類が助言、調査、診断を行う事務に厳格化されたことに伴いまして、行政連絡長、地区公民館の館長、分館長と主事、社会教育指導員、生涯学習相談員につきまして、国の考え方に基きまして、特別職から一般職へ移行するものでございます。なお、行政連絡長と分館長、分館主事につきましては、現行でも委託による運用を図っていることから委託に、それから、地区公民館長とそのほかの者につきましては、会計年度任用職員へ移行することとして現在検討を進めておるところでございます。

次に関連がありますので、先に28ページ第9条関係をお願いしたいと思います。塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例でございます。ここでは、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間と週休日、休暇を設ける規定を明記しているものでございまして、第2条第3項としまして、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間につきまして、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分、1日に直しますと7時間30分になりますけれども、これを満たない範囲内で任命権者が定める旨を明記するものでございます。以下、条ずれによりまして、第6項、第7項とし、パートタイムでありますので、土曜、日曜日のほか、月曜日から金曜日の間で週休日を設ける旨の明記をしております。また、29ページになりますけれども、第9項、それから第5条の4は条ずれによるもの、それから30ページをおめぐりいただきまして、第15条につきましては、会計年度任用職員の休暇について規則で定める旨を明記するものでございます。

では、14ページにお戻りいただきまして、第3条関係をお願いいたします。第3条関係、塩尻市一般職の職員の給与に関する条例でございます。ここでは、第2条につきましては、ここで言う給与の対象から会計年度任用職員が対象とならない旨を改めて明記するものでございます。第7条第3項から第25条の2までは、先ほど御説明をしました第9条の関係で、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の規定により、条ずれを起こしていることから、それに伴いまして、これを解消するものでございます。

それから、17ページをおめくりいただきまして、第40条になりますけれども、同条例に会計年度任用職員への給与の支給をする旨を盛り込むものでございます。

次に18ページをごらんいただきたいと思います。第4条関係、塩尻市職員の退職手当に関する条例につきましては、これは一般職の常勤職員以外の退職手当の適用範囲を示したものでございます。第2条第2項の下線部になりますけれども、パートタイムの会計年度任用職員につきましては、勤務日数が規定に満たないことから、退職手当の支給の該当とならない旨を明記してございます。

それから、20ページ第5条関係、塩尻市職員の分限の手續及び効果に関する条例につきましては、本来の休職は3年を超えない範囲で取得可能となっておりますけれども、会計年度任用職員につきましては任期が1年であることから、その任期内での休暇の取得、つまり1年単位の取得となることを明記したものでございます。

それから、21ページ第6条関係でございます。塩尻市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例につきましては、パートタイムの会計年度任用職員は給料ではなく報酬であることから、その言い換えを行うものでございます。

それから、22ページ第7条関係でございます。塩尻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例でございますけれども、企業職員につきましても会計年度任用職員制度の適用を受けることから、第17条にパートタイム、フルタイム会計年度任用職員への読みかえ、準用についてを明記するものでございます。

それから、24ページになります。第8条関係、塩尻市職員の育児休業等に関する条例につきましては、任用期間が一般職の常勤職員より短期間であることから、パートタイム会計年度任用職員の育休中の期末手当の支給、それから、会計年度任用職員の復職後の号俸の調整、一般職の正規の職員、これを行っておりますけれども、これを行わないということで例外規定を明記したものでございます。

第9条関係は先ほど御説明させていただきましたので、飛ばしていただきまして、31ページをお願いしたいと思います。第10条関係、塩尻市職員の旅費等に関する条例でございますけれども、これにつきましては、地方自治法に新たにパートタイム会計年度任用職員に期末手当を支給することを盛り込んだことによる条ずれが生じたことによる改正となります。

それから、32ページ第11条関係、塩尻市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例につきましては、地方公務員法第22条で、臨時的任用の明確化によりこれを外し、条件つき採用職員のみを規定するよう整理したことに対する条ずれに対応したものでございます。

次に33ページをごらんください。第12条関係、塩尻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、職員数の公表、こちらが義務づけられておりますけれども、フルタイムの会計年度任用職員の人数を含む旨を改めて明記をしたものでございます。

9ページにお戻りいただきまして、3、条例の施行等につきましては、令和2年4月1日から施行するものでご

ざいます。私からの説明は以上となります。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。

○小澤彰一委員 今、御説明のあった28ページのところでですけど、改正案の第3条のところで、38時間45分に満たない範囲でとありますけど、これ1時間当たり、先ほど7時間30分というふうにおっしゃいましたけれど、45分の間違いではないですか。

○総務人事課長 基本的に会計年度任用職員のパートタイムにつきましては、1日当たりの勤務時間を7時間30分ということで規定をしてございます。

○委員長 いいですか。

○小澤彰一委員 その7時間30分というふうに規定してあるのはどこにあるのでしょうか。

細かいこと言うようですけど、フルタイムと言ったときには、やはり勤務時間、正規と同じ時間だろうというふうに思うんですけど、30ページのところに旧のほうでは7時間45分と書いてあるんですね。7時間30分で15分縮める理由っていうんですか、その根拠はどこにあるのかっているのをちょっと知りたいということなんですけど。

○総務人事課長 今回の会計年度任用職員につきましては、先般も御説明しましたとおり、フルタイムとパートタイムということで分けさせていただいております。本市につきましては、現行の嘱託ですとか、それから臨時職員が移行しますので、1日当たりの勤務時間を7時間30分ということで定めさせていただくものでございまして、そちらにつきましては済みません、先ほどの御質問になりますけれども、規定のほうへ別途設けさせていただくように今、準備を進めておるところでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかには。

○永田公由委員 11、12ページの関係ですけど、先ほどの説明ですと、行政連絡長、それから地区公民館の館長、分館長、主事については非常勤職員から一般職員ということだけでも、どうして非常勤じゃいけないのか。

○総務人事課長 こちらにつきましては国のマニュアルがございまして、特別職のうち、先ほど申し上げた職位につきましては、一般職のほうに内容をしっかり精査した上で移行するというような規定がございましたので、一般職のほうに移行させていただくものでございます。

○永田公由委員 そうすると報酬の支払いはどうなるわけですか。

○総務人事課長 基本的に支払い方につきましては、今までと同じ支払い方で進めてまいりたいというふうに考えております。

○永田公由委員 言ってみれば、ただ非常勤職員から一般職にというだけで、特別変わったこと、変化するってことはないわけ。何か大きく変わるとか。行政連絡長とかそういう部分で。

○総務人事課長 基本的には一般職になりますので、地方公務員法の適応を受けるといったような形が大きく変わる部分ではございませんけれども、基本的には今までと大きく変わる部分ではございません。

○委員長 なぜ一般職に変えるという国の規定の中での理由というのがわかったら、それを言ってもらえるとよくわかると思うんですけど。ただ変えるだけなら。

○総務人事課長 今回の会計年度任用職員制度の明確化ということにつきましては、やはり特別職の任用と臨時的

任用の厳格化というのが中にございます。非常勤特別職の範囲を専門的な知識、経験等に基づいて助言、調査を行う等ということに規定をさせていただいておまして、具体的には学校医でありますとか、産業医でありますとか、あと統計調査員等の限定的なものに限るとということにされておりますので、行政連絡長につきましては、一般職に移行させることが望ましいという方針が出ておまして、それに伴いまして移行させていただくものでございます。

○委員長 ちょっとわかったような、わからないような。特別職のほうを限定してしまうということだね。逆に言うと。

○総務人事課長 おっしゃるとおりでございます。

○山口恵子委員 今回の特別職の捉え方とか考え方ですけれど、特別何か資格があるとか、認定されているとか、そういう条件はありますか。特別職かどうかの判断。

○総務人事課長 特別職につきましては、先ほど申し上げましたとおりに内容の規定ということでございますけれども、学校医ですとか産業医ですとか統計調査員ということになりますので、それぞれの職種に応じた資格というものは当然必要になってくるであろうというふうに考えております。

○委員長 ほかに。

○横沢英一委員 よくわからないもので、教えてください。特別職と一般職の責任の分担では、すると何も変わらないということなんですか。

○総務人事課長 特別職から一般職に移行はしますけれども、基本的には同じ業務を行っていただく形になりますので、責任という面では今までと何ら変わることがないものを負っていただくという形になると思います。

○委員長 よろしいですか。

○永田公由委員 一般職になると、いわゆる地方公務員法という法律が適用されるわけですか。例えば、今までだと、分館長、主事、非常勤で、地方公務員法は適用されていないわけでしょ。そうだね。変な話だけど、例えば何か賄賂的な物もらったとか、そういう場合は、今度はこの分館長なり主事さんは、地方公務員法の適用になってくるということですか。

○総務人事課長 行政連絡庁につきましては先ほど御説明をしたとおりの委託という形をとることができるということを国のほうでも示してございますので、一般職への移行ではなくて、委託という形にしたいというふうに考えております。

○委員長 ほかの一般職は。

○総務人事課長 基本的には会計年度任用職員のほうへ移行という形になります。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。余りよろしくないけど、よくわからない。

○永田公由委員 この分館長とか主事さんとか、区長さんたちには、この4月1日に新しく変わった時点で、きちんと説明はするわけ、こういうふうになりましたっていうことで。

○総務人事課長 そちらの制度は大きく変わってまいりますので、説明につきましてはきちんと事前に行ってまいりますというふうに考えております。

○委員長 責任は、今までやっていた仕事に対してと同じことだから、そのことに対する責任というのはおっしゃるようにそんなに変わるものではないと思うんだけど、今度身分が変わるので、身分が変わったときには一般

職になったときには地方公務員法が適用になるから、そこら辺では違って来るんじゃないですか、ってことを確認してるんですが。そこら辺について。

ありますか、答弁、そこら辺をはっきりする。資料みたいな何かありますか、分かりやすい資料。

○総務人事課長 基本的にはこの間の議員全員協議会でお配りをした資料のほうに、詳細を示してございますので。さらにお配りするとしてもあれと同じ資料をお配りするような形になろうかなと思っております。

○委員長 いいですか。

○小澤彰一委員 今までは臨時職員という形で6カ月ごとで更新するという形でしたよね。それが今度は会計年度職員ということで全部統一されるということですけど、これ、固定化されるっていう御意見があるんですね、会計年度職員っていうのに対してね。ですから、例えば、教職員の中では、ずっと臨時職員を、50歳くらいまで続けるという「プロ臨」っていう言葉があるんですけど。そういうふうに、会計年度職員をずっと続けるという固定化されるっていう恐れはないんですか。

○総務人事課長 任用期間につきましてはあくまでも1年ということでございますので、それがずっと続くということではございません。再度翌年も任用する場合は、しっかり例えば人事評価等のものを行って、適性があるということであれば継続して採用という形になりますけれども、基本的には単年度での任用という形になりますので、それがずっと固定化するっていう考えは、今のところ持っておりません。

○委員長 いいですか。それでは、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第11号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第11号につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

## 議案第12号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○委員長 次に、議案第12号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 それでは議案第12号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をお願いいたします。議案関係資料で説明をさせていただきますので、資料の34ページをお開きください。

1の提案理由でございますけれども、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布されたことによりまして、一部改正される地方公務員法が令和元年12月14日から施行されること等に伴いまして、人権の尊重という観点から7つの条例について必要な

改正を行うものでございます。

2の改正案の概要でございますけれども、職員等消防団員等の欠格事項から成年被後見人と被保佐人を削除するとともに、引用している法の条項を改めるものでございます。新旧対照表で御説明しますので、35ページをお開きください。まず、第1条関係。塩尻市一般職の職員の給与に関する条例でございます。まず、期末手当の支給についてでございますけれども、法第16条第1項に該当する内容が成年被後見人と被保佐人に係る部分でございますけれども、これが地方公務員の欠格事項から削除されたことに伴いまして、今までは職を失った場合にも支給するというふうになっておりますけれども、この欠格事項そのものが削除されますので、それによりまして、本条例からも削るものでございます。

またその下、第28条の期末手当の額、次のページになります、第28条の2、期末手当の支給制限、それから第30条、勤勉手当の支給、第31条、勤勉手当の額、第36条、心身の故障による休職についても、同じく制限を外すものでございます。

次に39ページ、第2条関係。塩尻市職員の退職手当に関する条例でございますけれども、懲戒免職等の処分を受けた場合の退職手当の支給制限について、成年被後見人と被保佐人になったことによる失職、これが除かれることにより、削除させていただくものでございます。

次に40ページ。第3条関係。塩尻市職員の分限の手續及び効果に関する条例の第10条、失職の特例につきましても、成年被後見人と被保佐人が削除をされまして、引用状況の条ずれを起こしていることによる改正でございます。

次に41ページをお願いいたします。第4条関係。塩尻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例についてでございますが、第4条になります、消防団員の欠格条項から成年被後見人と被保佐人を除くものでございます。

次に42ページをお願いいたします。第5条関係。塩尻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例でございますが、退職手当につきまして、先ほどの塩尻市職員の退職手当に関する条例と同様に、成年被後見人と被保佐人になったことによる失職が、地方公務員法から除かれたことによりまして、削除をさせていただくものでございます。

次に43ページ、第6条関係。塩尻市公共下水道条例でございますが、こちらにつきましては、排水設備の工事店指定の基準から、成年被後見人と被保佐人の規定を除くものでございます。

続きまして44ページ、第7条関係。塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございますけれども、これは職員の該当となる条件につきまして、児童福祉法から成年被後見人と被保佐人を除かれたことによる条ずれを起こしたことによる改正でございます。

34ページにお戻りいただきまして、4、条例の施行等につきましては、令和元年12月14日から施行するものでございます。私からの説明は以上です。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○小澤彰一委員 教えていただきたいんですが、私も知らないものですから。欠格事項として成年被後見人と被保佐人が該当していた理由っていうのは何なんですか。旧法で。

○総務人事課長 あくまでも想像でございますけれども、その時々、時代の反映ってこともあると思いますが、成年被後見人や被保佐人が例えば職員であったり消防団員になっても、ちょっと活動に支障があるのではないかとといったような、そういったあまりよくないと言いますか、区別をした考え方があったということで、ここに今までは載っていたということではないかな、というふうに考えております。

○委員長 ほかに、

〔「なし」の声あり〕

○委員長 いいですか。それでは自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第12号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第12号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第13号 塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長 次に進みます。議案第13号、塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは同じ議案関係資料の45ページをお願いいたします。議案第13号塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

1の提案理由ですが、住民基本台帳法施行令等の一部が改正され、この11月5日から施行されることから、印鑑登録に関しての必要な改正をするものであります。

2の改正の概要につきましては、住民基本台帳法施行令等が改正され、婚姻等によりまして氏に変更となる者が住民票等へ旧姓・旧氏の記載を希望した場合、11月から住民票等へ旧氏が記載できるようになります。それと同様に、印鑑登録証明書への旧氏の併記を可能とするため、必要な改正をするものです。

3の条例の新旧対照表ですが、次の46、47ページを見ていただけたらと思いますが、ここに第5条以下、登録の資格、登録の印鑑、登録の抹消等の必要箇所、旧氏を使えるような必要箇所の文言の修正・追加等を行っております。

次の48ページにあります、附則におきましては、第11条において、多機能端末器、いわゆるコンビニなどで印鑑登録証明書の交付ができる規定がうたわれておりますが、これにつきましては当分の間、コンビニ交付の証明分につきましては旧氏の併記の対応はしないため、経過措置を設けたものであります。

45ページに戻りまして、4の条例施行等は、令和元年11月5日から施行するものであります。説明は以上であります。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。よろしいですか。

○永田公由委員 今まで、印鑑登録してありますよね。旧氏ってということは、例えば結婚して姓が夫の姓になって、妻が自分のもとの姓で印鑑登録したいって言った場合のことを、旧氏で登録できるっていう意味ですよ。

○市民課長 改めて旧氏を登録ってということではなくて、婚姻によって氏が変わるので、旧氏の印鑑証明をそのまま使うために旧氏を併記するっていう考えであります。

○永田公由委員 新たに。そうすると、今持っている印鑑登録証が、例えば今の結婚した後の姓になっている人は、新たに換えようと思えばできるってこと、できない、それは。

○市民課長 結婚によってもし印鑑が旧姓のままですと、このままですとうちのほうで職権によりまして削除させていただいています。今現在も。そうでないと旧姓のまま登録になってしまうので。そうではなくて、本人がそのまま使いたいという申し出をいただいて、要はそれ用の申請書を出していただければ、そのまま旧氏を併記したまま住民票・印鑑証明にも全て旧氏という形で旧姓を載せて、印鑑登録自体もそのまま使えるっていう形になります。

○永田公由委員 ではあくまでも、もう変えた人は変えられないってこと。もとに戻したいって言うてもだめだってことですね。

○市民課長 今既に結婚している人につきましては、改めて申請をしていただければ、旧氏の併記をすることは可能です。

○永田委員 戻すことはできるの。

○委員長 ほかに。

○山口恵子委員 印鑑登録証明が必要なさまざまな手続があると思うんですけど、それも旧氏のみで通用するように制度はもう整っているっていうふうに理解していいですか。今の状況を。

○市民課長 使い道につきましては、結構携帯電話会社だとか、銀行の口座を使えるっていうふうに一応国のほうでは説明をさせていただいております。市のほうで積極的にこういうことに使えます、っていうことは相手先にやっていただけるかどうかというのはわからない話なんですけれども、国のほうで各機関に働きかけをして、旧氏という住民票ができるので、それを使った、要は女性社会の進出に向けて、各企業、対応をしてくださいっていうことはお話をさせていただいています。

○小澤彰一委員 姓が変わった方は、実印が2つ存在するっていうことになるんですか。

○市民課長 あくまでも印鑑登録をしていただくのは1つなので、旧氏のまま請求によって登録してある方は1つです。

○委員長 ほかに。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。それではこれより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第13号、塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第13号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

#### 議案第14号 塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長 議案第14号塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○情報政策課長 塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。議案関係資料の49ページをお願いいたします。

提案理由であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号、いわゆるマイナンバーなんですけれども、この利用等に関する法律が改正されたことに伴って、必要な改正などをするものです。

概要といたしまして、市長部局内において、個人番号を利用して授受することができる事務及び、特定個人情報を追加するものになります。新旧対照表のほうで説明させていただきます。50ページをごらんください。改正案のほうに、下線で示させていただいておりますけれども、別表第4条関係におきましては、特定個人情報の部分でもしくは進学準備給付金というところで、もとの生活保護法の規定に伴っているような形になってございます。以下、全てもとの法の改正に伴う部分について、下線によりまして修正をさせていただいているものになってございます。

第16につきましては、災害対策基本法、23につきましては母子保健法、それから34につきましては子ども・子育て支援法の修正に伴う修正となっておりますので、よろしく願いいたします。

お戻りいただきまして、49ページ。条例の施行等でございますけれども、公布の日から施行するものとなっております。私のほうからは以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。

○山口恵子委員 個人情報の活用について。マイナンバーなんですけれども。市長部局内で利用された場合の追跡調査というか、その辺が把握できるように多分なっているかと思いますが、その点についてはどのような状況かお聞きします。

○情報政策課長 特定個人番号につきましては、その都度利用した場合には記録を取るようになってございますので、これは法律で定められておりますので、それに基づいて今言われたようなことが可能だと思っております。

○山口恵子委員 それぞれ事務手続ありますが、それを総括で一括で把握というか管理というか、しているのか、もしするとしたらこの部署でそれを担当されるのかお聞きします。

○情報政策課長 それぞれの事務手続きの部署で管理をすることになってございますので、まとめて管理しているものではございません。

○委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。それでは、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第14号塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第14号につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第15号 塩尻市会計年度任用職員の給与等に関する条例について

○委員長 次に、議案第15号塩尻市会計年度任用職員の給与等に関する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 まず初めに、議案第15号塩尻市会計年度任用職員の給与等に関する条例に誤植がございましたので、正誤表を配付させていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、お配りしてございます正誤表をごらんください。訂正箇所でございますけれども、議案第15号1ページの第2条になります。この5行目半ばになりますけれども、特殊勤務手当とありますその次に、「時外勤務手当」とございますが、ここが誤植となっております、正しくは「時間外勤務手当」の誤りでございます。訂正をして、お詫びを申し上げます。

それでは説明に移らせていただきますので、まずは議案関係資料の53ページをお開きください。

1の提案理由でございますけれども、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布によりまして、一部改正される地方公務員法が令和2年4月1日から施行されることに伴いまして、新たに条例を制定するものでございます。

2の概要でございますけれども、会計年度任用職員の給与等の規定を定めるものでございますけれども、詳細につきましては議案で説明をさせていただきますので、お開きいただきたいと思っております。

まず議案の1ページになります。第2条、給与の種類としまして、こちらではパートタイム会計年度任用職員、それからフルタイム会計年度任用職員、それぞれの報酬、あと給与以外の手当、例えば地域手当であるとか、通勤手当といった、それぞれの手当について定めてございます。

それから第3条につきましては、給与の支払いの方法について定めてございまして、第4条ではパートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額又は時間額で定めるものとしまして、月額の場合は、職種による報酬の額。具体的には一般行政事務につきましては3ページ以降の別表第1、その他教諭・養護教諭等につきましては同じく別表第2に規定する額の範囲で、その職務の内容、それから職務遂行上必要となる知識等に照らしまして、市長が定める基準に従って支給することとしております。

次に第4項、時間額のパートタイム会計年度任用職員の報酬につきましては、1週間当たりの勤務時間が月額  
の職員と同一であるとした場合、別表の月額を162.75で除した額とするものでございます。こちらの規定  
を定めてございます。この162.75につきましては、正規職員が1日の勤務時間が7.75時間で21日と  
計算した場合に、162.75となりますので、ここで1日当たりの勤務時間を1月当たりの勤務時間を示して  
ございますので、これによって割り戻した額をそれぞれ支給するということになってございます。

2ページ、第6条になりますけれども、パートタイム会計年度任用職員の期末手当につきまして、期末手当の  
基本額に100分の100を乗じて得た額、時間給の場合は市長が別に定める等の規定を定める旨を明記したも  
のでございます。

第7条につきましては、勤務手当の支給について、常勤職員の勤務手当の額と同様にする規定を定めてござい  
ます。

それから第8条以降につきましては、フルタイム会計年度任用職員の給与について定めておまして、第8条、  
給料につきましては、パートタイムの会計年度任用職員と同様に、別表第1、別表第2に規定する額の範囲で支  
給すること、また第9条でございますけれども、会計年度任用職員の通勤手当、特殊勤務手当等について、常勤  
の職員と同様に支給をすること。

それから第10条になりますけれども、期末手当につきましては、パートタイム会計年度任用職員の例を準用  
しますが、額については100分の130とすることを規定してございます。

3ページ、第11条以降につきましては、会計年度任用職員の報酬等の減額、市長が特に必要と定める場合の  
会計年度任用職員の給与等について規定をしてございます。

議案関係資料の53ページにお戻りいただきまして、3、条例の施行等につきましては、令和2年4月1日か  
ら施行するものでございます。説明につきましては以上となります。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○永田公由委員 いわゆる会計年度の任用職員に移行することによって、一般的に言われる人件費と言われてい  
るものは、総額ではふえると思うんだけど、だいたい新年度でどのくらいふえる予定ですか。

○総務人事課長 現在のところの想定で大変大まかな数字で申し訳ございませんが、3,000万円から3,5  
00万円ぐらいの増額を見込んでおります。

○委員長 ほかにございますか。

○永田公由委員 人数的には、大体今年と同じぐらいで、という予定ですか。

○総務人事課長 現在、全庁で業務の棚卸の結果に基づきまして、これから、各課とヒアリングをしてまいりま  
す。それから、それに応じまして、一応今の段階でございますけれども、人的資源、管理計画等も策定をしてま  
いりますので、それによりまして必要でなくなってくる職というのも出てこようかと思っておりますので、全く同じだ  
けの方が移行するかっていうと、それに伴う増減というのは当然出てくるかな、というふうに考えております。

○委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですかね。それでは、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第15号塩尻市会計年度任用職員の給与等に関する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第15号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第23号 塩尻情報プラザの指定管理者の指定について

○委員長 次へ進みます。議案第23号塩尻情報プラザの指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。

○情報政策課長 それでは、議案第23号塩尻情報プラザの指定管理者の指定について、御説明させていただきます。議案関係資料の110ページをごらんいただきたいと思います。議案関係資料110ページでございます。

塩尻市公の施設指定管理者選定審査会によりまして、塩尻情報プラザの指定管理者を選定し、この塩尻情報プラザの指定管理者の指定をすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要につきまして、塩尻情報プラザの指定管理者に、次の者を指定するものです。1、施設の名称、塩尻情報プラザ。2、施設の所在地、塩尻市大門八番町1番27号。指定の相手方、埼玉県さいたま市浦和区常盤5丁目8番17号。株式会社NTT東日本一関信越。代表取締役社長、榊原明。指定の期間ですけれども、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。なお、この指定管理者につきましては、平成17年の指定管理者制度導入から引き続き指定管理者を行っているものとなります。私のほうからは以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○永田公由委員 この指定管理者の業務の範囲っていうのは、どういうふうになっていますか。

○情報政策課長 この指定管理者の指定の業務の範囲はですね、塩尻情報プラザの維持・管理と、それから塩尻市内に引いてございますひかり通信網約130キロの維持・管理を含めてこの指定管理者に管理をしていただいているものでございます。

○永田公由委員 情報プラザでは今、どういった事業が行われていますか。

○情報政策課長 塩尻情報プラザとしましては、市民向けの講座は開催をしておりますけれども、そのほかには、ネットワークの維持・管理という部分を中心となっております。塩尻情報プラザを中心に、市の業務、管理業務や何かの全てのネットワークの管理を行っておりますので、そこが通信できなくなると、市役所の業務全てが止まってしまうという形になりますので、そちらの管理のほうの主になったような形でございます。

○委員長 いいですか。ではほかにもございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですかね。それでは、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第23号塩尻情報プラザの指定管理者の指定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第23号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。それではここで10分間、11時03分まで休憩をさせていただきます。

午前10時53分 休憩

午前11時01分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

**議案第29号 令和元年度塩尻市一般会計予算（第3号）中 歳入全般、歳出2款総務費、9款消防費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正**

○委員長 次に、議案第29号令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）を審査いたします。慣例によりまして歳出から説明をいただきたいと思います。

○総務人事課長 それでは資料につきましては、議案第29号令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）をごらんいただきたいと思います。まず歳出からでございますけれども、ページは16、17ページをお開きください。3の歳出でございますけれども、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の一番右側説明欄の白丸、人事給与システム改修委託料179万9,000円でございます。こちらにつきましては、現在職員の給与管理につきましてはこのシステムを使用しておりますけれども、令和2年4月1日施行の会計年度任用職員制度に対応させるために、システムの改修が必要となってくることから委託料の増額補正をさせていただくものでございます。

○財政課長 次の5目25節の白丸、基金積立金でございますけれども、1つ目の黒ポツ、財政調整基金につきましては、地方財政法の規定によりまして前年度決算剰余金のうち、2分の1を下らない額として2億6,000万円を積み立てるものでございます。その下、森林環境保全基金及び知恵の交流基金につきましては、ふるさと寄附金の増収見込みに伴いまして、それぞれ積み立てるものでございます。財産管理費は以上でございます。

○地方創世推進課長 続きまして、6目企画費、説明欄白丸、シティプロモーション事業になります。後ほど歳入のほうで説明がありますが、ここでふるさと寄附のほうに、ここで2億5,000万円ほど増額をさせていただきたいと考えております。それに伴います黒ポツ、寄附謝礼品ですが、返礼品2億5,000万円の3割以内ということで7,500万円。ポータルサイト特設案内使用料ですが、3つのサイトに伴います2億5,000万円、寄附金増額に伴います1,318万6,000円余の増額要求でございます。以上です。

○危機管理課長 続きまして、22ページ、23ページをお願いいたします。9款消防費1項2目非常備消防費、

白丸の消防団諸経費の大会出動交付金40万円の増額につきましては、7月7日に本市で開催されました松本消防協会ポンプ操法大会のポンプ車操法の部で、宗賀分団第3部宗賀の洗馬ですが優勝しまして、7月28日に飯田市で開催されました県大会への出場交付金でございます。結果につきましては、12チーム中8位ということで健闘をいたしました。

次の24、25ページをお願いいたします。3目消防施設費、白丸、消防施設整備費の消火栓新設改良負担金83万1,000円の増額につきましては、広丘郷原地籍におきまして、住宅の建設に伴いまして交差点の隅切り部分を取ったところ、既設の消火栓が道路上に位置するというので、移設が必要となりましてその消火栓移設の工事負担金でございます。以上です。

○**財政課長** 続きまして、歳入について御説明申し上げますので、お戻りいただきまして10ページ、11ページをお願いいたします。10款地方特例交付金の説明欄、子ども・子育て支援臨時交付金のほか、幼児教育、保育の無償化に関しましては、当初予算、平成以降に追加や変更など明らかとなった事項に基づきまして補正するものでございます。臨時交付金の内容といたしましては、無償化の対象外でございます副食費について、幼稚園に通う子供のうち年収360万円未満相当世帯などへの私立幼稚園副食費補足給付費補助金に対する県及び市の負担分が63万5,000円。また、13ページでございます、16款県支出金の認可外保育施設等補助金及び15ページの一番上でございます幼稚園就園奨励費補助金の一部を、臨時交付金に組み替えるものが725万2,000円でございます。

次の15款1項1目1節の障害児入所給付費負担金及び13ページでございます16款1項1目1節の障害児通所給付費負担金につきましては、就学前の障がい児が発達支援施設等を利用する際の負担を無償化することに伴います国2分の1県4分の1の負担金でございます。

次の2項2目1節の障害者自立支援給付費支払い等システム改修費補助金につきましては、ただいま申し上げました発達支援施設等の利用者負担の無償化にかかるシステム改修などに対する補助金でございます。

次の2節の1つ目の黒ポツ、子ども・子育て支援交付金につきましては、先ほど申し上げました私立幼稚園副食費補足給付費補助金に対する国の負担分でございます。

1つ飛びまして、2つ下の黒ポツ、子ども・子育て支援事業補助金につきましては、幼児教育保育の無償化の実施に必要な事務費等の諸経費に対する10分の10の補助金でございます。その下の子育てのための施設等利用給付費交付金につきましては、その2つ上の黒ポツ、認可外保育施設等補助金及び13ページでございます幼稚園就園奨励費補助金を組み替えるものでございます。

次の3節の母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、未婚のひとり親家庭への臨時特別給付金に対する10分の10の補助でございます。

次の4節の生活保護システム改修費補助金につきましては、マイナンバー連携等に伴います生活保護システムの改修に対する補助金でございます。

次の5目1節の農業農村整備事業補助金につきましては、宗賀本山地籍の国道19号にかかります水路橋の耐震調査を含む実施計画策定及び防災重点ため池のうち、東山ほか3池のハザードマップ作成に対する10分の10の補助金でございます。

次の6目1節の観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業補助金につきましては、奈良井駅前トイレの洋式化に対する2分の1の補助金でございます。

1枚おめくりをいただきまして、12ページ、13ページをお願いいたします。15款2項7目2節の社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備）につきましては、交付金の内示に伴う増額でございます。

次の8目4節の幼稚園就園奨励費補助金、次の16款1項1目1節の障害児通所給付費負担金及び次の2項2目3節の認可外保育施設等補助金につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

その下の子育てのための施設等利用給付交付金につきましては、15ページでございます幼稚園就園奨励費補助金の一部を組み替えるものでございます。

また、次の3目1節のワクチン再接種事業費補助金につきましては、骨髄移植手術等によりまして、予防接種の免疫が消滅したなどの二十歳未満の方を対象としたワクチンの再接種に要する費用の助成に対する補助金でございます。

その下の骨髄バンクドナー助成事業補助金につきましては、骨髄の提供を行うドナー及びドナーが勤務する事業所への助成に対する補助金でございます。

次の5目1節の食料産業6次産業化交付金につきましては、市内業者が片丘地籍で予定をしておりました養鶏の鶏舎建設を延期することとなったことから、減額するものでございます。

次の2節の木質バイオマス循環利用促進普及促進事業補助金につきましては、補助金の内示に伴う補正でございます。

1枚おめくりをいただきまして、14ページ、15ページをお願いいたします。一番上の幼稚園就園奨励費補助金につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

18款寄附金のうち総務費寄附金につきましては、ふるさと寄附金の増収見込みによるものでございますし、その下の商工費寄附金につきましては、観光施設整備事業に充当するものでございます。

20款繰越金につきましては、前年度決算剰余金のうち、今回の補正予算に充当するものでございます。

21款諸収入につきましては、奈良井駅前トイレの改修にかかる地元区からの2分の1の負担金でございます。

22款の市債につきましては、老朽化した橋梁の緊急点検に要する過疎債でございます。

それでは、お戻りをいただきまして4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正につきましては、塩尻情報プラザ、ふれあいセンター広丘、塩尻インキュベーションプラザ、塩尻トレーニングプラザの指定管理及び保育園15園の給食調理業務委託について、期間及び限度額を定めるものでございます。

1枚おめくりいただきまして5ページ、6ページをお願いいたします。第3表、地方債補正につきましては、先ほど申し上げました事業の追加に伴いまして限度額を増額するものでございます。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ございますか。

○小澤彰一委員 13ページ、土木費国庫補助金のところで、社会資本整備ということで60万円増額です。これは何が対象になってるのでしょうか。

○財政課長 対象となった内容につきましては、こちらはですね、中心市街地における優良建築物の補助金ということで、現在、銀座通りの「いちた」で行っている改修の関係でございます。

○小澤彰一委員 同じページ一番下ですけど、木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金で52万円ついてますけど、これは事業がね、かなり縮小するっていうような説明があったんですけども、どういう対象に対して、これは補助金が増加されたんでしょうか。

○財政課長 こちらの補助につきましては、今回内示となりましたのはペレットストーブの購入等に関する補助金でございます、1件当たり7万5,000円の7件。52万5,000円となっております。

○小澤彰一委員 これは生産が、採算がとれないというような説明を受けてるんですけど、例えばどういうところへ7件、ペレットストーブの補助をされるんでしょうか。

○財政課長 こちらの7件分につきましては、個人が購入されるものでございます。

○委員長 ほかにございますか。いいですか。よろしいですね。

それでは、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第29号令和元年度塩尻市一般会計補正予算第3号中当委員会に付託されました部分につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第29号中当委員会に付託されました部分につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に移ります。

---

### 議案第30号 令和元年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第30号令和元年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を審査します。説明を求めます。

○市民課長 それでは、別冊資料の議案第30号国民健康保険事業特別会計補正予算をごらんいただきたいと思っております。1ページ第1条をごらんください。国保特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ7,580万3,000円を追加し、予算の総額を69億6,620万7,000円とするものであります。

歳入のほうから事項別明細を説明させていただきます。7ページ、8ページをお開きいただきたいと思っております。上の6款1項の繰越金の1、前年度繰越金ですが、平成30年度決算による翌年度繰越金が確定しましたので、当初予算との差額3,110万円を増額するものです。

その下、7款2項雑入の1、前年度保険給付費等還付金ですが、前年度の保険給付費等の精算により、過払い分が長野県健康保険団体連合会から還付されるもので4,470万3,000円を新たに補正するものです。

次に9、10ページをお願いします。上の5款1項1目の財政調整基金積立金は、歳入の前年度繰越金を財源としまして、3,110万円を財政調整基金に積み立てるものです。

平成30年度の基金残高は、決算書の最終ページの一番下の項目でお示ししておりますとおり、5億1,237万5,324円となりました。令和元年度は、国保税率の本市独自の緩和のほか、事業費納付金を納付するため当初予算ベースで、財政調整基金から1億7,405万5,000円を繰り入れる予定であります。そこに、今回の補正のとおり積み立てた場合の今年度年度末残高見込みは、3億7,000万円余りとなります。

その下、7項1款3目の償還金は、歳入の国保連からの還付金を財源としまして4,470万3,000円の同額を前年度保険給付費等交付金償還金として、保険者である県に支出するための補正をお願いするものです。説明は以上となります。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。よろしいですか。

それでは、自由討議を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第30号令和元年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第30号につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第32号 令和元年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長 次に議案第32号令和元年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を審査します。説明を求めます。

○市民課長 それでは同じく、別冊議案第32号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）をごらんいただきたいと思います。1ページの第1条をごらんいただきたいと思います。後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ132万6,000円を追加し、予算の総額を7億8,195万2,000円とするものです。

歳入のほうから説明いたします。7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。上、4款1項1目の繰越金は、平成30年度決算による翌年度繰越金が確定しましたので、当初予算との差額100万7,000円を増額するものです。

その下、5款2項1目の保険料還付金は、歳出で説明します保険料還付金の増額分の31万9,000円を長野県後期高齢者医療広域連合が負担するため、歳入においても増額補正をするものです。

続きまして歳出のほう、9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

9ページ上、2款1項1目の広域連合納付金は、保険料等徴収納付金を100万7,000円増額するものです。これは、出納整理期間中に徴収した前年度分の保険料等を新年度に繰り越し、新年度の納付金として長野県後期高齢者医療広域連合へ納付する特別な会計処理をするためのものです。

その下、3款1項1目の保険料還付金は、31万9,000円を増額するもので、平成30年度出納閉鎖時に

保険料の還付未済となった本人に還付するための補正をするものです。説明は以上となります。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はございますか。よろしいですね。  
それでは自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第32号令和元年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましても、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第32号につきましても、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

当局側から発言があればお願いいたします。

---

#### 閉会中の継続審査の申し出

○**総務部長** 市議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。本委員会が所管いたします各部課におきましては、それぞれ重要案件を抱えておりますので、閉会中につきましても協議会等の開催をお願いする場合がございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○**委員長** ただいま、継続審査の申し出がございましたけれども、これについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

理事者から挨拶があればお願いいたします。

---

#### 理事者挨拶

○**副市長** 2日間にわたりまして慎重に審査をいただきまして、提案を申しあげました全ての議案につきまして承認をいただきました。審査の中でいただきました御意見、御要望等につきましては、これから実施計画、予算編成も始まってまいります。通常の行政事務の執行とあわせて、十分に配慮をさせていただきたいと存じます。大変ありがとうございました。

○**委員長** 以上をもちまして、9月定例会総務生活委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

午前11時25分 閉会

令和元年9月24日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長 平間 正治 印